第９号議案　令和７年度事業計画の件

令和７年度事業計画（案）を次の通り策定したいので、この承認を求めます。

＜基本活動方針＞

本会の運営には、会員の人的及び物的の両面からの協力が不可欠であるところ、物的な協力において最たるものは会費です。収入がなければ事業の遂行はできないことは自明の理でありますが、納付いただいた会費は大切に使わせていただいているところです。

さて、本会の財務状況を概観してきますと、近時は単年度赤字が続いてきております。会員数の減少、物価高による支出の増大など多岐にわたりますが、令和６年度時点での収入と支出の状態を続けていきますと、数年内の内に赤字団体となってしまう可能性があります。従いまして、財務状況の改善は急務であり、早々に改善に着手する必要があります。財務状況の改善は、本会の実施する事業の見直しもワンセットで行う必要があることから、事業のスクラップ・アンド・ビルドを実施することが有用です。「司法書士会が何のために存在しているか。」を常に問いかけながら、事業を執行して参る所存です。

事業の取捨選択を図ると共に、会員数の増加を図るための措置も講じて参ります。本会の会員数は、平成２０年代に３００人を下回ってからも、会員数の減少は緩やかな状態が続いています。しかし、年齢構成を見ますと６０代及び７０代の会員が、かなりの割合を占めており、今後、大量の退会者が生ずる可能性を秘めています。退会者の増加は、会費収入の大幅減額に直結することから、会員数の増強に向けた取り組みを行っていかなければなりません。日本司法書士会連合会においては、大学と連携しての司法書士志願者増強に向けた取り組みを始めたところです。本会においては、すでに新潟大学との連携が構築されていることから、この連携を基礎として、大学生に向けた司法書士のＰＲを行い、司法書士試験合格者の増加の一助とし、ひいては本会への入会者を一人でも増やしていく所存です。また、合わせて制度１５０周年記念事業として制作をしたYouTube短編映画を用いて、１人でも多くの方々に視聴していただき、司法書士の存在を存分にアピールする素材として活用してまいります。

相続登記の申請義務化が施行され、一年が経過しました。確かに相続登記事件を受任することが多くなったと実感されるところです。しかし、令和３年８月の法務省が国民に行ったアンケート調査に拠りますと、「相続登記申請義務化を知っている」と答えた人の割合は４割ほどで、あまり高くありませんでした。アンケート調査から４年近くが経過しましたので、認知率が上がり相続登記に着手する方も増えているかもしれませんが、一方で、知っていても着手しない方も一定数存在しています。本会としては、出来うる範囲で相続登記の必要性を周知して参ります。

各種制度が目まぐるしく変化しており、その一つひとつが、実務に直結している今日では、情報をいかに早く入手するかが重要となっています。会員の皆さまへの情報伝達方法は、昨年、大きく変更をしたところですが、今年度も引き続き、会員の皆さまに利用しやすい方法を模索してまいります。

その他の各種事業の詳細については、各部の計画に記載のとおりとなっています。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

Ⅰ　総務部

１．会則、諸規則等の一部改正及び規則の制定

令和元年改正司法書士法を受け、綱紀調査委員会に調査付託しなければならない場合や注意又は勧告をすることができる場合の規定について整理する観点から会則の一部を変更し、また綱紀調査委員会規則、懲戒処分の量定意見に関する規則、注意勧告運用規則の一部改正及び不適切な債務整理事件の処理、不当な金額の報酬の請求等を行う司法書士又は司法書士法人による消費者被害を防止することを目的として「債務整理事件の処理に関する規則」の制定を予定しております。

２．職域確保のための非司法書士排除活動の実施

非司法書士の個別具体的案件は、会員からの情報提供により実態を把握し、非司法書士排除委員会、総務担当役員により対応いたします。また、継続事案１件の対応をいたします。

３．会員業務に対する問合わせ、苦情の申出等への対応

第一次的な窓口として、市民窓口運営委員会にて対応いたします。

４．職域確保・拡大のための関係諸団体との交流

隣接士業連絡協議会へ参加いたします。

相談事業部と連携を取りながら、日本司法支援センター新潟地方事務所（法テラス新潟）の運営に関し、各関係機関と協議し対応いたします。

また、昨年度より実施した、新潟地方法務局と意見交換会を今年度も行いたいと思います。

５．登記申請書等の非司法書士調査の委嘱

今年度も、法務局より本会に対して登記申請書等の調査委嘱がされると思われます。該当支部となった場合には、ご協力お願いいたします。

６．会務の電子化の促進

情報提供手段として電子媒体によるメール配信を行っております。会員の皆様のご協力により、メール配信による情報提供率が以前に比べ著しく上昇致しました。昨今の諸経費の上昇等に鑑み、情報提供あり方としては、基本的にはメール配信でお願いしたいと考えております。引続き、紙媒体により配信を受けている会員皆様には速やかなメール配信への移行をお願いしたいと思っております。

昨年度と同様、会員ネットへの登録についてもこの促進を図ります。

７．その他

事務量の負担軽減、経費の節約のため、昨年度に引き続き会費の振替の移行につき、会員のご理解ご協力をお願いしたいと思います。

Ⅱ　事業部

1．対内事業

（1）会報「信濃川」の発行

今年度も年２回の発行を予定しています。会員が「信濃川」の発行を楽しみにするような内容になるよう工夫を考えています。

会員からの投稿、内容に関するアイディアを随時募集しています。表紙の写真も募集していますので、皆様の積極的な投稿をお願いする次第です。

（2）新潟県司法書士会ホームページ・会員ネット・理事会ネットの運営

無料相談会、求人情報、本会事業活動を発信すると共に、会員の情報共有の場としての会員ネットの更なる充実を図ります。

会員の皆様には、ペーパーレス化を進めるためにも会員ネットをご利用いただきたく、利用率向上のための広報を進めてまいります。

（3）少額事件裁判事務推進助成事業

司法書士は「法律事務の専門家」として、一般市民の生活に密接に関連した紛争事件に対し関わっていくことが大切です。ところが、経済性合理性の観点から市民が司法書士に依頼することを躊躇する内容のものもあります。司法書士が簡易裁判所の代理権をもつ法律家として生き残るためには、そのような事件にも積極的に関わっていかなければなりません。

そこで、今年度も、司法書士の報酬が１０万円未満のものに関し、上限５万円、先着８件の範囲で報酬の一部を助成する予定です。

（4）経済的困窮者を支援する事業

経済的困窮者に生活保護申請手続きの同行支援を行なった会員に対し、先着６件の範囲で一事案の日当を支弁します。

2．対外事業

（1）高校講座講師派遣事業

実施予定校を７校程度とし、学校側から要望に沿った講座を実施します。キャッチセールス、電話での勧誘、インターネット詐欺などの題材のほか、登記などの仕事内容も盛り込み、司法書士の認知につなげたいと考えています。

若い世代に司法書士を知ってもらえるよう、会員の皆様のご協力をお願いします。

（2）新潟大学法学部「司法書士と法」講座の担当

次項のとおり、４月から７月まで新潟大学法学部において「司法書士と法」（全１５回・全学年対象）を担当します。

全１５回　　１コマ９０分

回　数	日　程	テーマ	担当者
１回	４月８日	ガイダンス　総論　司法書士とは 司法書士試験合格者の体験談	会長八田賢司 常任理事鈴木秀明 湯崎野雅也 （令和４年度合格）
２回	４月15日	不動産登記	小山源久
３回	４月22日	〃	光井顕吾
４回	５月７日	〃	小林　優
５回	５月13日	〃	〃
６回	５月20日	商業登記	若槻　陽
７回	５月27日	〃	〃
８回	６月３日	〃	〃
９回	６月10日	成年後見	帯瀬利明
10回	６月17日	〃	〃
11回	６月24日	家族信託	山田　祥
12回	７月１日	〃	〃
13回	７月８日	総合講座	川嵜一夫
14回	７月15日	〃	〃
15回	７月22日	試験	事業部担当理事

（３）「司法書士の日」記念事業

①「一日司法書士」

県内の高校生に「一日司法書士」になってもらい、司法書士の業務紹介や執務現場（法務局や裁判所）の見学を通じて、司法書士制度、登記司法制度への理解を深めてもらうことで、司法書士制度の認知度向上を図ることを目的とします。

②「司法書士の日」のＰＲ

相談事業部と連携したＰＲ活動などで、よりいっそう司法書士の認知度向上につなげていく予定です。

（４）ＦＭ新潟によるラジオスポットＣＭ、パブリシティ

司法書士業務の認知につなげることを目的とし、令和７年６月から令和８年３月まで毎週水曜日に２０秒ＣＭを行います。また、期間内に６０秒コメントパブリシティを４回、１８０秒番組出演パブリシティを２回実施します。

（５）司法書士活用に向けた商工団体・市民団体へのＰＲ活動の実施

県内の商工団体及び市民団体等が開催する研修会等へ、司法書士の活用方法を紹介する目的で業務内容とＰＲを兼ねて講師を派遣します。

（６）新潟日報ＬＥＡＤＥＲＳ倶楽部への参加

地元紙である新潟日報の企画「新潟日報ＬＥＡＤＥＲＳ倶楽部」に参加します。県内の有力

企業や各種団体、教育機関などが参加し、新潟の発展に貢献することを目的としています。

①トップメッセージ・朝刊カラー別刷特集号

会長のメッセージ・本会の概略を掲載

②朝刊記事下　全４段広告スペースを有効活用

（７）各種広告媒体による司法書士の広報

今年度も各支部から要望のある地域を対象にした「司法書士無料法律相談カレンダー」を新聞折込みで配布します。また、各支部からの要望に応じて司法書士無料法律相談カレンダーの作成を行い、地域の法律相談の広報に活用します。

（８）新潟県事業承継・引継ぎ支援センターへの対応、情報収集

近年の事業承継ニーズの高まりにより、司法書士の関与も求められております。新潟県事業承継・引継ぎ支援センターから要望があった際には積極的に対応できるようにします。

Ⅲ　相談事業部

１．無料電話相談事業

引き続き「司法書士総合相談センター」、「多重債務ホットライン」及び「相続登記相談センター」により、無料電話相談を行ってまいります。

いつでも気軽に法律相談を受けられる本事業は一定の需要があります。相談員を随時募集しておりますので、簡裁代理認定会員の皆様には、電話相談員としてご協力をお願いいたします。

なお、本会の各種相談事業における本人申請に係る書類作成に関する助言及び確認は、相談の対象外となる旨を周知しており、本人申請についての相談を考えている相談者へ注意喚起を促しています。相談員におかれても無料相談での一助としてください。

２．水曜無料相談

引き続き、毎週水曜日の面談による相談活動を実施してまいります。本会理事、応募いただいた会員、第３水曜日はリーガルサポートの役員で相談員を担当しています。会員の皆様には、相談員としてのご協力をお願いいたします。

３．法の日の無料相談（くらしの無料相談会）

市町村で行われる相談会に相談員派遣等の協力要請があった場合は、要請に応じてまいります。

４．会員各事務所における無料相談

①「８月３日は司法書士の日」司法書士無料相談

８月３日の「司法書士の日」に因み、会員各事務所において相続登記に関する無料相談を実施いたします。

②「法の日」の無料相談

１０月１日の「法の日」に因み、会員各事務所において一週間の無料相談を実施いたします。

③相続登記に関する無料相談

２月を「相続登記はお済みですか月間」として、会員各事務所において相続登記に関する無料相談を実施いたします。

司法書士のイメージアップや市民の身近な存在としてより一層認識されるためにも、会員の皆様には無料相談の実施にご協力をお願いいたします。

５．相続・遺言セミナー相談会の実施

降雪前の１１月中を目途に、新潟地方法務局及び新潟県土地家屋調査士会と共催で例年どおり相続・遺言セミナーと予約制の登記合同相談会を実施する予定です。

６．時機に応じた相談会の実施

日本司法書士会連合会の要請、また行政機関などの他団体等の要請により、時機に応じて相談会を実施する予定です。

また、昨年の能登半島地震のような大規模震災があった場合に、日司連からの相談員派遣要請にはできる限り機動的に応じる予定ですが、それには会員の皆様の協力が必要です。ぜひご協力をお願いいたします。

７．１１士業による合同相談会

好評を博してきた新潟県内１１士業による合同相談会も、昨年で満１０年となりました。今年度からは従来の弁護士会主催を職能団体から商工会などに譲り、専門職は相談員を派遣する形にするなど、これまでとは別形態の１１士業による相談会を検討する予定です。

貴重な士業連携の機会ですので、今後も多くの会員の皆様の参加をお願いいたします。

８．債務整理受任のためのチューター制度

引き続き、債務整理事件を受任したことがない新入会員や、新たに債務整理業務を始める会員で受任に不安を感じている会員に対し、チューター司法書士を希望者に配置して債務整理の受任をサポートしていきます。

債務整理事件に関して経験豊富な会員の皆様には、チューター司法書士としてのご協力をお願いいたします。また債務整理業務に関心のある新入会員は積極的に利用ください。

９．「新潟県多重債務者対策連絡会議」への協力

新潟県多重債務者対策連絡会議に参加し、多重債務者対策について会議参加機関と連携して多重債務者相談キャンペーンの運営に参画してまいります。また、各自治体からの講師派遣、相談員派遣の要請に応じてまいります。

10.　法テラスとの意見交換会

令和６年度は座談会や職員へのインタビューを行いましたが、今年度は例年どおり法テラス関係者との意見交換や今後の扶助事業の普及促進について協議を行う予定です。

11. 自殺対策

新潟県は人口１０万人あたりの自殺死亡率の比較では、依然全国ワースト上位となっています。新潟県は今年度自殺対策計画を改定し、引き続き自殺予防対策を講じていくことと思います。本会としても県の自殺予防対策に協力し、県内の自殺対策を実施する各機関とも連携してまいります。

県内の関係機関との連携により、多重債務問題をはじめ、生活苦や雇用問題を抱える市民への相談などの支援体制を整えたいと考えております。

12. 空家・所有者不明土地問題等対策委員会

社会問題化している空き家・所有者不明土地問題について対応していきます。

具体的な活動は、空家問題・所有者不明土地問題等について市町村をはじめ、法務局、農業委員会など各種団体との情報交換、研修会、相談会の開催などを予定しています。

Ⅳ　研修部

１．例年どおり会員研修会、年次制研修会、新人研修会の開催を予定しております。また、必要に応じ時宜に即した研修会の開催も想定しております。

２．会員研修会

後記一覧の研修会を予定しております。またその他に、時期に応じた研修を行う予定です。各種のテーマを盛り込むため開催数が多くなる場合がありますが、積極的に研修に臨んでください。

なお、倫理研修単位の取得も義務付けられています。倫理研修の受講漏れの無いように気を付けてください。

３．年次制研修会

例年どおり今年度該当者で実施する予定です。近年司法書士に対する評価に厳しい面も見うけられるところ、さらなる倫理研修の重要性が認識されるところです。年次制研修会を通じ、職責を確認していただきます。

本会会員としては、本会での DVD 視聴による参加、関ブロ主催研修会への参加の方法があります。

４．新人研修会

令和７年度合格者及び入会者を対象に２回開催する予定です。

配属研修については、希望者の増加も予想されるところ、受け入れ先の確保に努め希望に沿うよう体制を整えてまいります。

５．時機に応じた臨時研修会の実施

会員の実務に直結する法改正等に対応すべく、適宜のタイミングで臨時の研修会を実施するようにいたします。

６．履修単位

単位会や日司連の研修会の受講義務は、法、会則の要請です。これら研修会を全く受講されない方がおられるような事態が可及的に生じないよう、研修部としても努めてまいります。

昨年度までは、年度内に取得単位数の通知を発信し、受講の促進を図っておりましたが、今年度は従来の通知に代わる方法による受講促進案を検討いたします。

会員各位におかれましては、日司連会員研修規則により必修の倫理研修２単位を含む年度内取得単位数が１２単位と義務付けられていることから、日司連ポータルを活用して取得単位数を確認するなどして、これまで以上に自発的かつ積極的な研修の受講をお願いいたします。

７．同時配信会場の廃止

近年実施している Zoom を利用した WEB 配信による研修方法も浸透しております。同時配信会場の受講者数は開始時よりやや減少しており、あわせて会場の設営及び運営等の費用負担を考慮し、今年度は上越会場及び佐渡会場における配信を実施しないこととしました。

該当地域の会員の皆様にはご不便をお掛けすることとなりますが、ご理解賜りますようお願いいたします。

なお、Zoom を利用した受講方法について、再度ご案内を発出するなどし、ご不便をお掛けしないよう努めてまいります。

８．令和７年度に予定される研修会一覧

日　程	テーマ（仮題）	講　師
６月７日	代表取締役等住所非表示措置、各種議事録の作成	新保 さゆり 氏（東京会）
７月２６日	【倫理研修】 懲戒制度と広告規制	深澤 諭史 氏（弁護士）
９月１３日	共有不動産に関する実務	佐々木 聡史 氏（愛知県会）
１１月１５日	司法書士業務の DX 化	久松 秀之 氏（静岡県会）
１２月	【倫理研修】 犯罪収益移転防止法	未　定
令和８年 １月	消費者法 又は 債務整理関係	未　定
１０月１１日	年 次 制 研 修 会	日司連 DVD グループディスカッション
１２月	第１回 新人研修会	未　定
３月	第２回 新人研修会	未　定

※ カリキュラム等は、都合により変更する場合があります